

徳島県公安委員会規則第17号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月6日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する細則の一部を改正する規則

(銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成19年徳島県公安委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記様式第24号を次のように改める。

（個人情報の保護に関する法律の施行に関する細則の一部改正）

第2条 個人情報の保護に関する法律の施行に関する細則（令和5年徳島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号、別記様式第15号及び別記様式第23号中「☐健康保険被保険者証」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

古式銃砲・刀剣類発見届

警察署 御中

届出人 (発見者との関係)

(1)

発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 — —
	職業	
	氏名	年 月 日生 (歳)
発見物件		
発見年月日	年 月 日	
発見場所		
発見の端緒		

割印

切 取 線

古式銃砲・刀剣類発見届出済証

警察署 印

(2)

発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 — —
	職業	
	氏名	年 月 日生 (歳)
発見物件		
届出年月日	年 月 日	

住所確認書類：住民票・運転免許証・その他 ()

※ 裏面の注意事項を確認してください。

年 月 日

古式銃砲・刀剣類登録通知書

公安委員会 殿

知事 教育委員会

(3)

登録申請者	住所	電話番号 — —
	氏名	
登録をした物件		
登録記号番号		

切 取 線

年 月 日

古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書

知事 教育委員会 殿

警察署

(4)

発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 — —
	氏名	
発見物件		
取扱者	係 階級 氏名	連絡先

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

登録申請者住所管轄署
警察署

注 意

- 1 表側の(1)の票に必要な事項を記入の上、発見した物件とともに、最寄りの警察署に届け出てください。
- 2 「発見場所」とは、例えば押し入れ、土蔵、倉庫の中等の場所を記入してください。
- 3 「発見の端緒」とは、例えば引っ越し、大掃除、家屋の改築等の際に発見と記入してください。
- 4 発見の状況が分かる責任ある者が発見者に代わって届出をすることも可能です。

注 意

- 1 この票を受領後、速やかに登録申請をしてください。
速やかに登録申請をしなかった場合は、この票があっても、銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項違反（不法所持）となります。
- 2 登録の申請をする際は、この票を登録申請書に添えて差し出してください。
- 3 登録を受けないと他人に譲り渡す等のことはできません。
- 4 登録されなかった場合は、所持することができないので警察署に提出してください。
- 5 (2)の票と(3)の票とは切り離さないでください。
- 6 この票を亡失又は著しく毀損したときは、速やかに届出をした警察署に申し出てください。

上記注意事項を確認しました。 発見者名